

19川監公第12号

平成19年8月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	岩崎善幸
同	宮原春夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 建設局及び各区役所建設センター

監査の範囲 平成18年度に契約した工事、平成17年度からの繰り越し工事及び債務負担行為の工事で平成18年度に完成したもの（工事関連の業務委託を含む）

監査の期間 平成19年4月2日から  
平成19年7月26日まで

監査の結果

今回の監査は、建設局及び各区役所建設センターが契約した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事37件、委託7件、合わせて44件（別表）を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて書類審査及び現場調査を行った。

重点項目として①設計及び施工が法令等を遵守して行われているか、②工事の施工途中における確認及び技術検査が適切に実施されているかを主眼に実施した。

その結果、次のとおり契約、設計及び施工に関して改善措置を要する事項が見受けられた。

#### 1 防水工事のかし担保期間を適切に設定すべきもの

高津区内道路補修（緊急その2）工事は、高津区内の陳情等により緊急に道路等の補修を行ったものである。

このうち、溝口駅北口ペディストリアンデッキの屋根補修工事の契約についてみると、屋根の漏水をシーリング材で補修した防水工事のかし担保期間を設備工事とし、1年としていた。

しかしながら、契約に当たり請負者より徴取した見積のかし担保期間は5年となっていた。

防水工事のかし担保期間については、見積を踏まえた期間を設定されたい。

(注) シーリング材

シーリング材は建築物その他の防水性・気密性を目的とする防水材料である。

(別表監査番号26) (高津区役所建設センター)

## 2 設計変更に当たり、適切に工事施行伺を作成すべきもの

岡上跨線橋橋梁補修(耐震補強)工事は、橋脚7基を鉄筋コンクリート巻立てにより耐震補強を行ったものである。

このうち、設計変更についてみると、試験掘削を行った結果、地下水位が当初の想定より低かったので地盤改良を取りやめ、その費用を減額し、道路土工、橋脚巻立工及び鉄筋コンクリート橋脚工の費用を増額するとともに、イメージアップ経費及びコンクリート劣化調査費を追加する設計変更を行っていた。

設計変更は、建設局が制定した設計変更に係わる事前手続き取り扱い要綱(以下「要綱」という。)では、設計変更の事由発生時点で工事施行伺を作成し、工事設計変更増減額が2,000万円を超えるもの及び構造、工法等で重要な変更があるものは局長決裁を受けることとされている。

しかしながら、本工事では2,000万円を超える変更増減額が生じたにもかかわらず、工事施行伺を作成していなかった。

また、宮前区内都市計画道路向ヶ丘遊園駅菅生線(犬蔵)道路築造その4工事においても同様に、変更増減額及び重要な構造変更が生じたにもかかわらず、工事施行伺を作成していなかった。

工事の設計変更にあたっては、要綱に従い適切に工事施行伺を作成されたい。

(別表監査番号30、35) (宮前、麻生区役所建設センター)

### 3 コンクリートミキサー車の過積載について指導すべきもの

小倉跨線橋橋梁補修(耐震補強)工事は、橋脚6基の鉄筋コンクリート巻立て等により橋の耐震補強を行ったものである。

施工に当たり、レディーミクストコンクリート(以下「生コン」という。)175m<sup>3</sup>を使用し、生コンはミキサー車47台により現場に搬入していた。

しかしながら、生コンの納入書を見ると、ミキサー車14台において、最大積載量を超える生コンの搬入がみられた。

また、鹿島田跨線橋橋梁補修(耐震補強)工事及び宮前区内都市計画道路向ヶ丘遊園駅菅生線(犬蔵)道路築造その3工事においても同様な事例がみられた。

ミキサー車の過積載について、法令遵守を指導されたい。

(別表監査番号21、22、29) (幸、宮前区役所建設センター)

### 4 基準に従い超音波探傷検査を行わせるべきもの

鹿島田跨線橋橋梁補修(耐震補強)工事は、橋脚2基を鉄筋コンクリート巻立てにより耐震補強を行ったものである。

このうち、鉄筋組立のガス圧接についてみると、川崎市土木工事共通仕様書(以下「仕様書」という。)では、川崎市土木工事施工管理基準に従い圧接施工後は外観検査及び超音波探傷検査を行うとされている。

しかしながら、工事報告書等を見ると、圧接施工後の外観検査は行っていたが、超音波探傷検査は行っていなかった。

また、岡上跨線橋橋梁補修（耐震補強）工事においても同様に、超音波探傷検査は行っていなかった。

鉄筋のガス圧接施工に当たっては、基準に従い超音波探傷検査を適切に行わせるよう徹底されたい。

（別表監査番号 22、35）（幸、麻生区役所建設センター）

#### 5 適切な水セメント比のコンクリートの使用を確認すべきもの

五反田橋他1橋橋梁補修（耐震補強）工事は、橋の耐震補強として縦方向のゆれによる橋桁の落下を防止するために橋台上部を拡幅し、横方向のゆれによる橋桁の落下を防止するための突起物を橋台上部に設置したもので、それらは鉄筋コンクリートで築造していた。

仕様書では、鉄筋コンクリートは構造物の目的に必要な強度を確保するとともに、耐久性を向上させるためコンクリートの水セメント比を55%以下とすることとされている。

しかしながら、レディーミクストコンクリート配合報告書をみたところ、必要な強度は確保していたが、水セメント比は56.5%で仕様書の基準を超えていた。

また、久地2号橋橋梁補修（耐震補強）工事においても同様に水セメント比は56.5%で仕様書の基準を超えていた。

施工に当たっては、仕様書に従い適切な水セメント比のコンクリートの使用を確認されたい。

（注）水セメント比

コンクリートを造る時のセメントと水の割合で、小さい方が固化後のコンクリートは密となる。

（別表監査番号 27、28）（高津区役所建設センター）

以上述べたとおり、緊急補修工事の契約、設計変更の執行手続、ミキサー車の安全管理、鉄筋組立の施工管理及びコンクリートの品質管理において改善措置を要する事項が散見されており、公共工事の適正な執行に支障をきたすことが懸念される。

今後、業務関連法令及び工事執行関係諸基準の周知徹底、技術力維持向上のための方策を図るとともに、検査における適正な施行の確認と指導の徹底など、その対応を検討されたい。